

1 改正理由

令和7年12月26日に地方警察官の期限付増員等が盛り込まれた政府予算案が閣議決定され、本県には1人が増員配分されることとなった。

このことに伴い、警視庁及び道府県警察の警察官定員の基準を定める警察法施行令（昭和29年政令第151号）が改正されることから、同改正に合わせて本県警察官の定員基準を定める鹿児島県地方警察職員定数条例を改正する。

2 改正内容

警察官定員1人の期限付増員

（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間）

階級別定数	改正前	改正後（期限付）
警視	112人	112人
警部	233人	233人
警部補（巡査部長を含む。）	1,765人	1,765人
巡査	925人	926人
警察官定数	3,035人	3,036人

3 改正項目

附則第11項について、警察官定員及び階級別定員の巡査の定員に1人増員する旨の内容に改正

4 施行期日

令和8年4月1日

5 経過措置

不要